

生徒減少期に対応した県立高等学校教育の
充実・発展に資する対策について
(答申)

平成24年8月29日

佐賀県立高等学校生徒減少期対策審議会

目次

	頁
はじめに	1
I 県立高等学校の現状と課題	
1 生徒減少の状況	2
2 県立高等学校の配置状況	
(1) 全日制課程	3
(2) 定時制・通信制課程	4
II これまでの再編整備審議会答申及び再編整備実施計画	
1 再編整備審議会答申	5
2 再編整備第一次実施計画及び同計画に基づく再編整備の状況	5
3 再編整備第二次実施計画及び同計画に基づく再編整備の状況	7
III 生徒減少期に向けた対応の基本的な考え方	
1 県立高等学校再編整備の必要性	8
2 県立高等学校の望ましい規模と再編基準	
(1) 県立高等学校の望ましい規模	9
(2) 県立高等学校の再編基準	10
3 県立高等学校の配置	11
4 県立高等学校の通学区域	12
5 県立高等学校の在り方	
(1) 普通科及び普通系専門学科の在り方	13
(2) 職業系専門学科の在り方	13
(3) 総合学科の在り方	15
(4) 定時制・通信制の在り方	15
おわりに	16

はじめに

本審議会は、平成23年11月、県教育委員会教育長から「今後の更なる生徒減少期に対応した県立高等学校教育の充実・発展に資する対策について」という諮問を受けた。

その際示された主な諮問事項は、

- 1 生徒減少期に対応した県立高等学校の望ましい規模、配置等について
- 2 生徒減少期に対応した県立高等学校の活性化について

である。

全国的に少子化が進む中で、本県においても中学校の卒業生数は減少を続けている。近年では、平成2年をピークとして減少しており、今後10年間を見ると、平成29年度までの緩やかな減少傾向の後、平成30年度から平成33年度にかけて急激に減少する見込みである。現在、県立高等学校においては、1学年120人（3学級）以下の高等学校が県全体の約30%を占める状況にあり、今後の更なる生徒減少期を迎えるに当たって、現在の配置のままに対応していくと、学校の活力や教育効果などの面で、様々な課題が生じることが考えられる。

一方、グローバル化や社会経済の進展など教育を取り巻く社会の変化や生徒の多様化等に対応して、新しい時代を担う人材を育成する観点から、長期的・全県的な視野に立った特色ある学校づくりを推進し、高等学校教育の質的充実を図ることがこれまで以上に求められている。

こうしたことから、本審議会では、今後の生徒減少や社会の変化を見据えた県立高等学校教育の充実・発展に資する対策について、平成23年11月から平成24年8月までに、8回の会議を開催し、議論を重ねてきた。

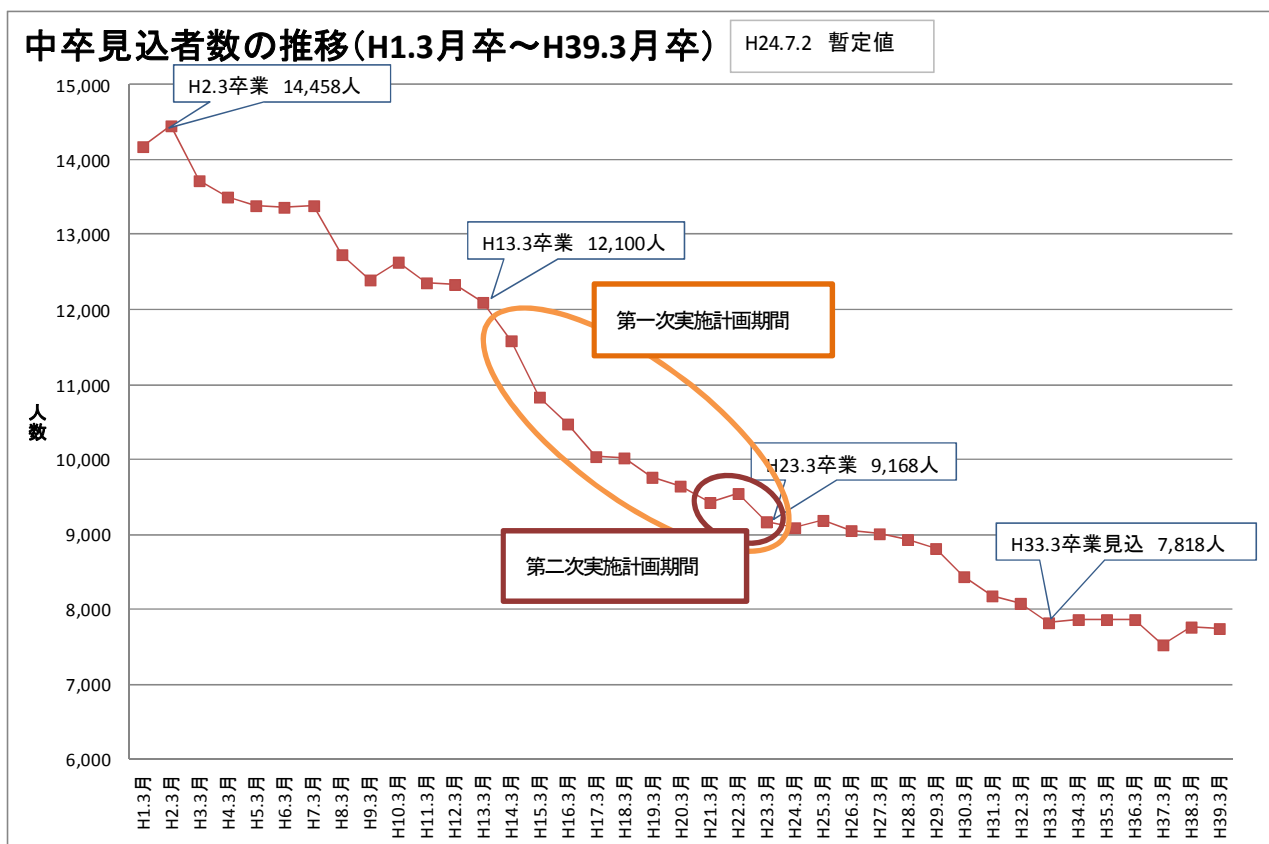
ここに、これまでの審議の結果をとりまとめ、答申するものである。

I 県立高等学校の現状と課題

1 生徒減少の状況

- 本県の中学校卒業生数は、近年では平成2年3月の14,458人をピークとして、その後減少傾向を続けている。
- 平成23年3月の中学校卒業生数は、9,168人であったが、これは、平成13年3月の中学校卒業生数12,100人と比較して、2,932人(24.2%)の減少となっている。
- 今後の中学校卒業見込者数は、平成29年3月中学校卒業見込者までは緩やかな減少傾向が続くが、平成30年3月中学校卒業見込者から数年間にわたり、連続して大きく減少し、平成33年3月中学校卒業見込者数(現在小学1年生)は、7,818人(平成23年3月卒との差1,350人・14.7%の減少)となる。
- このような更なる生徒減少期を迎えるに当たって、現在の県立高等学校の配置のままで対応していくと、学校の規模が今以上に縮小し、学校の活力や教育効果等の面で、様々な課題が生じることが懸念される。

【参考】



2 県立高等学校の配置状況

(1) 全日制課程

平成24年度生徒募集定員による本県の県立高等学校全日制課程の配置は、学科ごとにみると、次のような状況となっている。

- 普通科は、4つの通学区域に分かれており、東部学区に3校、中部学区に5校、北部学区に3校及び西部学区に5校の合計16校が配置されている。
- 専門学科は、東部学区に2校、中部学区に4校、北部学区に3校及び西部学区に7校の合計16校が配置されている。
- 総合学科は、4つの通学区域に1校ずつ合計4校が配置されている。

【参考】平成24年度県立高等学校の通学区域と配置（()は募集学級数）



平成24年

	東 部		中 部		北 部		西 部		合 計	
	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数
※1 普通科	3	(15)	5	(34)	3	(14)	5	(24)	16	(87)
農業科			1	(3)	1	(2)	2	(6)	4	(11)
工業科	1	(6)	1	(7)	1	(4)	2	(9)	5	(26)
商業科	1	(5)	1	(6)	1	(4)	3	(8)	6	(23)
家庭科			1	(4)	1	(1)	1	(1)	3	(6)
総合学科	1	(4)	1	(4)	1	(3)	1	(3)	4	(14)
合 計	6	(30)	10	(58)	8	(28)	14	(51)	※2 38	(167)

※1 普通科には理数科を含んでいる。

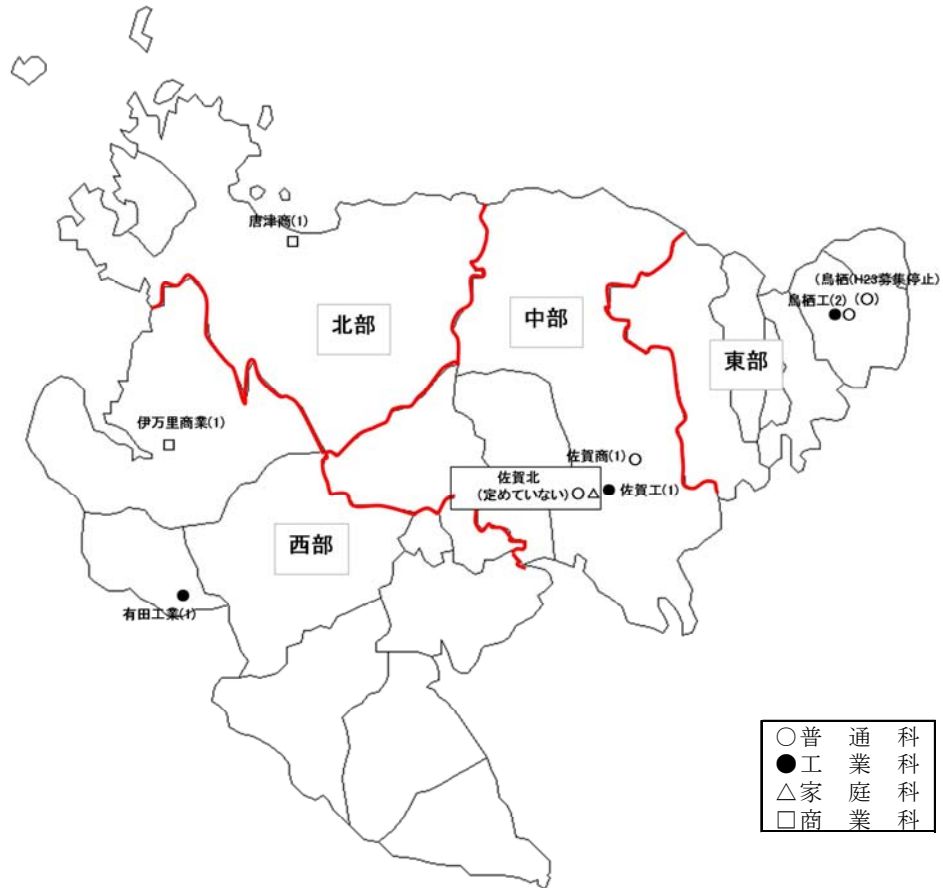
※2 複数学科を併置している高校が2校あるため、実際の学校数は36校である。

(2) 定時制・通信制課程

○ 定時制課程は、中部学区・西部学区にそれぞれ2校、東部学区・北部学区にそれぞれ1校配置されており、すべて全日制課程の高等学校に併設されている。

また、通信制課程は、中部学区の佐賀北高等学校に併設されている。

【参考】平成24年度県立高等学校の通学区域と配置 (()は募集学級数)



平成24年度 大教科別 学校数・学級数一覧(定時制・通信制)

		東 部		中 部		北 部		西 部		合 計		
		学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数	
定時制	普通科	1	(1)	1	(1)					2	(2)	
	工業科	1	(1)	1	(1)			1	(1)	3	(3)	
	商業科						1	(1)	1	(1)	2	(2)
	合 計	2	(2)	2	(2)	1	(1)	2	(2)	※7	(7)	
通信制	普通科			1	} 定めて いない。					1	} 定めて いない。	
	被服科			1						1		
	合 計			2						※2		

※複数学科を併置している高校があるため、H24年度に募集を行った学校数は定時制6校、通信制1校である。

II これまでの再編整備審議会答申及び再編整備実施計画

1 佐賀県立高等学校再編整備審議会答申

- 本県の中学校卒業生数の減少を背景として、平成13年4月に、佐賀県立高等学校再編整備審議会（以下「再編整備審議会」という。）が設置され、生徒減少期における佐賀県立高等学校の再編整備について審議が行われた。
- 同審議会では、「県立高等学校の適正規模、統合基準等の設定」及び「新しいタイプの学校を含めた県立高等学校の適正配置等」について審議を重ね、平成14年2月に答申「生徒減少期における佐賀県立高等学校の再編整備について」を行った。

2 再編整備第一次実施計画及び同計画に基づく再編整備の状況

- 再編整備審議会の答申を受け、県教育委員会に「県立高等学校再編整備推進本部」が設置され、長期的・全県的視点に立った再編整備の実施計画について検討が行われた。

平成14年10月には、「佐賀県立高等学校再編整備第一次実施計画」（以下「第一次実施計画」という。）が公表され、平成14年度から平成23年度までの10年間にわたる再編整備の実施計画が示された。主な内容は、生徒減少期に対応した高等学校の再編統合、中高一貫教育校の設置、定通併置校の設置であった。

- 第一次実施計画公表後、県議会の決議や県民の意見等を受けて、さらに検討が重ねられ、当初の計画が一部変更され、平成17年2月に「専門高校等の再編計画」（以下「専門高校等再編計画」という。）が公表された。
- 再編整備の実施状況については、平成23年度までに、実施年度の変更はあるものの、中高一貫教育校の設置など実施計画どおりに終了した学校が5校、延期又は引き続き検討となった学校が4校、計画を見直した学校が1校となっている。（ただし、学校数は再編又は改編実施後の学校数である。）

詳細については、以下の〈参考〉のとおりである。

〈参考〉

- 全日制普通科高等学校の再編等
 - ① 普通科高等学校の再編
 - ・ 東松浦高等学校及び唐津北高等学校
(第一次実施計画) 平成16年度に新高等学校開校
(実施) 平成17年度に唐津青翔高等学校開校

3 再編整備第二次実施計画及び同計画に基づく再編整備の状況

- 「佐賀県立高等学校再編整備第二次実施計画」は、平成20年3月の素案公表、同年11月の計画案公表を経て、平成21年3月に、太良高等学校改編と鳥栖地区定時制高等学校の再編を内容とする計画として公表され、平成23年度から実施されている。同計画については、公表までの間に、地元市町等への説明、地元市町等の意見を踏まえた計画案の策定、パブリックコメント手続などが行われた。
- 太良高等学校については、「多様な学びのできる全日制高等学校（普通科）」のモデル校として、これまで同校が果たしてきた役割を引き継ぐとともに、既存の全日制高等学校では十分に対応できていない、不登校経験や発達障害のある生徒及び高等学校中途退学者で、全日制高等学校で学ぶ意欲と能力ある生徒に対しても教育機会を拡大する高等学校に改編された。
- 鳥栖地区定時制高等学校については、学校の活性化と指導の充実を図るため、鳥栖高等学校定時制（普通科）と鳥栖工業高等学校定時制（機械・電気科）を統合し、鳥栖工業高等学校定時制とされた。同校の定時制は、本県では初めての複数学科併置（普通科、機械・電気科）の高等学校となった。

Ⅲ 生徒減少期に向けた対応の基本的な考え方

1 県立高等学校再編整備の必要性

- 長期にわたる生徒減少に対して、本県においては、募集定員の減及び高等学校の再編統合により対応がなされてきたが、県立高等学校の小規模化は進んでいる。
- 小規模校においては、生徒数や職員数が少ないため、生徒達が切磋琢磨の中で自我を創り上げていく機会が限られること、能力・適性、興味・関心、進路等に対応した多様な教育が受けにくくなること、教育課程の編成が限定的になることなど様々な課題がある。
- このような課題に対して、県教育委員会では、小規模校における学校運営や効果的な教育活動、学校の活力維持などに資することを目的として、平成 21 年度からワーキンググループ会議を設置し、1 学年 120 人（3 学級）の高等学校の教育効果についての検証が行われており、現在のところ、1 学年 120 人（3 学級）の専門学科等においては、各学校における教育活動の工夫や職員の努力により、単独で高等学校を維持することが困難であるとの報告はない。
- しかし、今後も生徒減少は継続することから、各高等学校の小規模化が更に進むことが見込まれ、各学校における工夫や努力だけでは、必要な教育内容を維持することは困難になると思われる。
- また、少子化が進む一方で、科学技術の発達をはじめ、グローバル化、高度情報化やこれらに伴う産業構造の変化など、教育を取り巻く社会情勢が変化する中、高等学校においては、生徒の能力・適性、興味・関心、進路等において多様化する生徒への対応がこれまで以上に求められている状況にある。
- このようなことから、これまでの審議の結果を踏まえ、生徒減少期に向けた対応については次のように考える。

教育を取り巻く社会情勢が変化する中、平成 30 年度以降の大幅な生徒減少期に対応するためには、長期的・全県的な視野に立って、教育の質的充実を図り、県立高等学校の活性化を促進する観点から、県立高等学校の再編整備が必要である。

2 県立高等学校の望ましい規模と再編基準

(1) 県立高等学校の望ましい規模

- 公立高等学校の規模について、国における明確な基準はないが、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第4条において、「都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。」と示されている。
- 平成13年度に設置された再編整備審議会では、県内外の教育事情の調査や、中学生、高校生及びその保護者へのアンケート調査結果などを踏まえて、本県の県立高等学校全日課程の適正規模は、1学年160人～320人（4学級～8学級）とされている。
- 全国的に見ると、平成23年度に各都道府県教育委員会が公表している資料によれば、45都道府県において、高等学校の望ましい規模又は適正規模等が示されており、その規模を「1学年160人～320人（4～8学級）」とするのが30道県と最も多く、次いで「1学年240人～320人（6～8学級）」としているのが7県である。
- なお、小規模な学校については、生徒数・教職員数が少ないことによる様々な課題があることから、本県では1学年120人（3学級）規模の高等学校の教育効果について検証が行われている。
- 平成23年度までの検証結果では、学校を単独で維持することが困難という状況にはないが、教育を取り巻く環境が変化中、今後も学校の活力が維持され、一定の教育効果があがっているかどうかについて検証を継続する必要がある。
- 本審議会においては、「本県の高等学校教育のあるべき姿を踏まえた上で、望ましい規模について論じるべきである。」という意見もあり、これまでの審議の結果を踏まえ、本県の県立高等学校全日課程の望ましい規模については、次のように考える。

県立高等学校全日課程の規模は、多様な教育課程の編成、学校行事や生徒会活動の円滑な運営、部活動の活性化など、学校教育活動の活力を維持する観点から、1学年160人～320人（4学級～8学級）とすることが望ましい。

ただし、1学年120人（3学級）を当面維持できる見込みの学校であって、生徒や保護者のニーズを踏まえながら、特色ある教育活動について取組を重点化するなどの工夫により、望ましい規模の学校と概ね同等の教育効果が期待されるものについては、単独校としての存続を含めて柔軟に対応する必要がある。

(2) 県立高等学校の再編基準

- 本県の県立高等学校（全日制課程）は、平成 24 年度現在、36 校設置されている。第 1 学年の募集定員総数が 6,680 人（167 学級）であることから、1 校平均の募集定員数は 186 人（4.6 学級）である。これは、平成 13 年度の 234 人（5.8 学級）と比べると 48 人の減となっている。
- 更に生徒減少が進むと見込まれる平成 33 年度の募集定員総数は、5,640 人（141 学級）となる見込みであり、現在の高等学校数を維持した場合、1 校平均の募集定員数は 157 人（3.9 学級）となり、更に小規模化する。
- 平成 23 年度に各都道府県教育委員会が公表している資料によると、38 道県で募集定員による再編基準を定めており、その中でも「1 学年 80 人（2 学級）を維持できなくなったら再編する」とするのが 18 県と最も多く、次いで「1 学年 160 人（4 学級）を維持できなくなったら再編する」としているのが 10 県である。
- また、募集定員による再編基準を定める一方で、「生徒及び保護者、地域の実情などを反映して柔軟に対応する」としている道県が多く、再編基準に該当する小規模の高等学校でも単独校として存続している現状がある。
- 本審議会においては、「高校再編に当たっては、地域ニーズや通学利便性も大切であるが、教育の質確保という軸がぶれてはいけない。」という意見もあり、これまでの審議の結果を踏まえ、本県の県立高等学校の再編基準については、次のように考える。

次のいずれかに該当する場合は、再編の対象校として検討することが望ましい。

- ① 1 学年 120 人（3 学級）の高等学校、あるいはそれを下回る規模の高等学校で、学校規模に由来する課題により、必要な教育活動を維持することが困難であると見込まれる場合
- ② 1 学年 120 人（3 学級）の高等学校で、近い将来、定員を維持することが困難となることが見込まれる場合
 - ただし、1 学年 80 人（2 学級）の高等学校であっても、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ・ 特色ある教育施策の実施等により、県全体の教育効果を高めることが特に期待される場合
 - ・ 地理的条件や交通事情により、生徒の教育に重大な支障を来すことが懸念される場合

3 県立高等学校の配置

(1) 学校・学科の配置

- 生徒減少期においても、教育の質的充実を図っていくためには、望ましい学校規模を維持するとともに、全県的な視野に立って、学校及び学科を適正に配置する必要がある。
- このようなことから、これまでの審議の結果を踏まえ、県立高等学校及び学科の配置については次のように考える。

県立高等学校の学校・学科の配置については、全県的な視野に立ち、教育水準の維持・向上の観点から、教育の機会均等に配慮しながら、適正に配置する必要がある。

(2) 学科の構成

- 現在、本県の県立高等学校の学科の構成割合は、普通科及び普通系専門学科（理数科等）の割合は全国平均より低く、職業系専門学科の割合は全国平均より高いが、生徒の志願状況や高等学校卒業後の生徒進路状況をみると、生徒や保護者のニーズや地域の実情に合った構成割合だと言える。
- このようなことから、これまでの審議の結果を踏まえ、本県の県立高等学校の学科の構成については、次のように考える。

県立高等学校の学科の構成については、今後の再編整備に当たっても、生徒の志願状況や社会経済・産業構造の変化等に柔軟に対応しながら設定していくことが望ましい。

4 県立高等学校の通学区域

- 専門学科や総合学科は全県一学区であるが、普通科については通学区域が定められており、通学区域外からの入学者数は、募集定員の20%が上限とされている。
- 地区によっては通学区域外の方が通学利便性が良い場合もあり、生徒減少期への対応として、多様な能力、適性、進路志望を持った生徒が、個々のニーズに合った高等学校を選択できるようにするには、全県一学区とするなど拡大する方向が望ましい。
- とりわけ、全県一学区にした場合、学校間のランク付けなどが生じたり、地元の高校に通えなくなる生徒が出てきて通学に係る負担が増したりすることも懸念される。
- また、学区の拡大については、全県一学区とするほかに、通学区域数の減や通学区域外からの入学可能枠（現在20%）の拡大などもあり、幅広く柔軟に検討する必要がある。
- このようなことから、これまでの審議の結果を踏まえ、県立高等学校の通学区域については、次のように考える。

生徒減少が見込まれる中、多様な能力、適性、進路志望を持った生徒が、個々のニーズに合った高等学校を選択できるよう、生徒や保護者の学校選択幅の拡大を進める観点から、普通科高等学校の通学区域については拡大する方向で検討することが望ましい。

なお、通学区域の拡大については、本県高等学校教育の充実・発展に資するよう、メリットとデメリットを踏まえつつ、丁寧かつ慎重に対応する必要がある。

5 県立高等学校の在り方

科学技術の発達やグローバル化、高度情報化等に伴い、産業構造が変化する中、時代の変化に対応できる有能な人材の育成が求められている。

これからの県立高等学校は、社会人としての基礎力を備えて、高等教育機関に進学し、高い専門性を身に付け、将来、社会の各分野を牽引するような主体性・積極性のある人材や、実践的な職業教育を受け、社会経済や産業構造の変化にも柔軟に対応できるような創造性豊かな人材を育成できるよう、教育内容・方法や教育環境を充実させる必要がある。

また、時代の変化に対応した質の高い教育を行うために、教職員の資質向上を図る必要がある。

(1) 普通科及び普通系専門学科の在り方

普通科及び普通系専門学科においては、生徒は主に4年制大学等への進学を目指しているため、教員の指導力向上や大学入試に係る情報収集等を図り、進学希望の実現に努めるとともに、学ぶ意義について意識啓発を進め、生徒が自ら、将来の進路を選択し、能力を伸長できるよう、長期的展望に立ったキャリア教育の充実が必要である。

また、今後の知的基盤社会においては、科学技術の発達に貢献したり、グローバル社会の中で国際的に活躍し、社会の各分野を牽引するようなコミュニケーション力のある有能な人材を育成することが求められる。

(2) 職業系専門学科の在り方

職業系専門学科においては、社会経済や産業構造が変化する中、高度情報化の進展やグローバル化、国際競争の激化に対応するために、実践的な職業教育を行い、職業人として地域や社会に貢献できる創造力・実行力のある有能な人材を育成する必要がある。

① 農業科

農業科においては、農業実習等を通して、農業技術の修得はもとより、社会人として必要とされる能力や資質についても伸長を図り、これまで幅広い人材を育成してきたが、このような農業教育の役割は、今後も引き続き維持される必要がある。

また、農業高校におけるブランド化事業等、農業の六次産業化を視野に入れた取組は現在も行われているが、インターネットを利用した販売の取組や工業

科、商業科など他学科との連携等、時代の変化に対応した新たな経営感覚を身に付けた人材育成のための農業教育を更に推進する必要がある。

あわせて、農業教育の拠点校を設け、他の農業科設置校とのネットワークを構築し、情報の共有化により県全体の農業教育の充実を図ることが望ましい。

② 工業科

工業科においては、ものづくり産業における専門性の高い人材の育成について、これまで担ってきた役割を引き続き果たす必要がある。

加えて、地元企業等との連携や専攻科のような教育機関の設置など、より実践的で専門的な知識や技術を身に付けた、即戦力となるような人材育成についても検討する必要がある。

今後は、工業技術の高度化、環境・エネルギー問題の深刻化、情報化とネットワーク化の進展、伝統技術の継承の高まり等に対応し、新たな時代のものづくり産業を支える人材育成が急務である。

③ 商業科

商業科においては、これまでビジネス教育の充実を図り、地域産業の発展に貢献する人材の育成に取り組んできたが、今後は、地元企業との連携による商品開発や「学美舎」^{まなびや}*のような実務能力を向上させる取組の拡大により、実践的な教育を更に拡充する必要がある。

また、今後更に経済のグローバル化、高度情報化が進むことが見込まれる中、こうした時代のニーズや変化に柔軟に対応しながら、商業科の持つ専門性を活かすことによって、国際社会で求められる総合的な実務能力の高い人材育成を行う必要がある。

* 出店の営業活動から、商品紹介ページの作成・更新、出店後のケアまで、商業高校生が、模擬会社組織で運営しているインターネットショッピングモール

④ 家庭科

家庭科においては、生活関連産業における人材育成に向けて、これまで一定の役割を果たしてきたが、消費者ニーズの多様化など社会経済が変化する中で、今後は特色ある学科の設置や教育課程の編成により、地域に貢献できるスペシャリスト育成を目指した教育や地元関連産業との連携を推進することが必要である。

あわせて、家庭科教育の拠点校を設け、他の家庭科設置校とのネットワークを構築し、情報の共有化により県全体の家庭科教育を充実させていくことが望ましい。

(3) 総合学科の在り方

総合学科においては、生徒が自らの学びを設計し、進路を決定できるよう、きめ細かなキャリア教育に取り組んでいる。

本県の総合学科4校は改編前の学科が異なっていたこともあって、それぞれ改編前の教育内容を活かしながら特色のある教育を行うと同時に、中学生や地域に積極的に情報を発信し、総合学科に対する理解の促進を図っている。

今後は、3年間のキャリア教育の更なる充実を図り、進学又は就職して幅広い分野で活躍できる自立した有能な人材を育成する必要がある。そのため、他の学科にない独自性をより発揮するために、学校間の連携を図り、教育内容や指導技術の充実とともに、生徒同士が切磋琢磨できるような環境を作ることが望ましい。

(4) 定時制・通信制の在り方

定時制・通信制においては、かつては勤労青少年が多数を占めていたが、近年においては、従来からの勤労青少年に加えて、高校中途退学者や不登校経験者など多様な入学動機や学習歴を持つ生徒が増えており、このような生徒に対する教育機関としての役割も担っていることから、引き続きその役割を果たしていく必要がある。

あわせて、より多様な生徒に対する教育機会の拡大という観点から、既存の高等学校との関係を踏まえて、定通併置校や昼間定時制の設置について検討することが必要である。

おわりに

本審議会では、県教育委員会教育長の諮問を受け、今後の更なる生徒減少や社会の変化を見据えた県立高等学校教育の充実・発展に資する対策について、議論を重ねてきた。その結果、今後の県立高等学校の教育の質的充実を図り、県立高等学校の活性化を促進する観点から、長期的、全県的な視点に立った高等学校の再編整備が必要であると考えられる。

この答申は、生徒減少期における佐賀県立高等学校の再編整備について、その基本的方向性をまとめたものである。

したがって、県教育委員会におかれては、本答申の趣旨を十分に踏まえ、今後、更に具体的検討を重ねると同時に、幅広く県民の意見を聞きながら、長期的・全県的視野に立った再編整備計画及び高等学校の活性化に資する具体的な方策が策定されることを期待するものである。

また、県立高等学校の再編整備の推進に当たっては、事前に生徒・保護者や地域への十分な情報提供や説明を行い、教育関係者はもとより、県民の理解と協力のもとで、本県の高等学校教育がますます発展することを期待するものである。

付属資料

	頁
1 諮問文	1
2 佐賀県立高等学校生徒減少期対策審議会要綱	2
3 佐賀県立高等学校生徒減少期対策審議会委員名簿	3
4 佐賀県立高等学校生徒減少期対策審議会の審議経緯	5
5 事務局名簿	7

1 諮問文

平成23年11月25日

佐賀県立高等学校生徒減少期対策審議会
会長 瀬口昌洋 様

佐賀県教育委員会
教育長 川崎 俊広

今日、我が国では、科学技術の発達をはじめ、グローバル化、高度情報化、少子・高齢化やこれらに伴う産業構造の変化など、教育を取り巻く社会情勢が急激に変化しつつある。

また、高等学校においては、生徒の適性や能力、興味・関心、進路などにおいて、ますます多様化の傾向にある。

そのような中、本県では、時代の変化に対応した教育の充実を図るため、平成14年の佐賀県立高等学校再編整備審議会答申を踏まえ、県立高等学校の再編整備・振興を図り、特色ある学校づくりを推進してきたところである。

一方、少子化に伴う生徒数の減少は、今後もさらに続き、平成29年度までの緩やかな減少傾向の後、平成30年度以降は急激に減少することが見込まれる。このような長期の生徒減少期を迎えるに当たって、現在の県立高等学校の配置のままで対応していくと、学校の規模が今以上に縮小し、学校の活力や教育効果等の面で、様々な課題が生じるのではないかと懸念される。

こうしたことから、長期的・全県的な視野に立って、県立高等学校の望ましい規模、配置等について検討する必要がある。また、新しい時代を担う人材を育成する観点から、高等学校教育の一層の充実に向けて県立高等学校の活性化を図る必要がある。

そこで、社会の変化や今後の生徒減を見据えた県立高等学校教育の充実・発展について、創意ある意見を求めるため、本審議会を設置し、下記の事項について諮問する。

記

今後の更なる生徒減少期に対応した県立高等学校教育の充実・発展に資する対策について

- 1 生徒減少期に対応した県立高等学校の望ましい規模、配置等について
- 2 生徒減少期に対応した県立高等学校の活性化について

2 佐賀県立高等学校生徒減少期対策審議会要綱

(設置)

第1条 今後の更なる生徒減少期に対応した県立高等学校教育の充実・発展に資する対策を審議するため、佐賀県立高等学校生徒減少期対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、この要綱の施行の日から諮問事項の審議が終了する日までとする。

(所掌事項)

第3条 審議会は、教育長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 生徒減少期に対応した県立高等学校の望ましい規模、配置等
- (2) 生徒減少期に対応した県立高等学校の活性化

(委員)

第4条 審議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 前各号に掲げる者を除くほか、教育長が必要と認める者

3 委員の任期は、審議会の設置期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集し、会議の議長は会長をもって充てる。

- 2 団体の推薦により委嘱された委員がやむを得ない事情により会議に出席することができない場合は、当該団体に所属する者が代理人として会議に出席できるものとする。
- 3 会長が必要と認めた場合は、関係者の意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 審議会の事務局は、教育庁教育政策課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月25日から施行する。

3 佐賀県立高等学校生徒減少期対策審議会委員名簿

平成23年度（期間：平成23年11月25日～平成24年3月31日）

	氏 名	職 名	備 考
1	赤崎 眞弓	長崎大学教育学部教授	
2	飯盛 和代	西九州大学短期大学部副学長	副会長
3	糸山 美和	佐賀県高等学校PTA連合会副会長	
4	江島 紀行	佐賀県市町教育委員会連合会会長	
5	小野原利幸	佐賀県市町教育長会連合会会長	
6	甲斐今日子	佐賀大学文化教育学部副学部長	
7	梶原 彰夫	佐賀県高等学校長協会会長	
8	川島 晃	佐賀県機械金属工業会連合会常務理事	
9	島内 正彦	佐賀県商工会議所連合会専務理事	
10	末次 豊春	佐賀県農業協同組合中央会専務理事	
11	末次由貴子	佐賀県小中学校校長会常任理事	
12	瀬口 昌洋	佐賀大学理事兼副学長	会 長
13	田中 源一	佐賀県町村会会長	
14	富吉賢太郎	佐賀新聞社取締役編集局長	
15	福母 祐二	佐賀県経営者協会専務理事	
16	古舘日登美	佐賀県商工会女性部連合会会長	
17	増富 彰子	佐賀県翼の会佐賀支部	
18	武藤 祐子	佐賀県PTA連合会副会長	
19	横尾 俊彦	佐賀県市長会会長	
20	吉田 功	佐賀県小中学校校長会副会長	

平成24年度（期間：平成24年4月1日～審議会終了日）

	氏名	職名	備考
1	赤崎 眞弓	長崎大学教育学部教授	
2	飯盛 和代	西九州大学短期大学部副学長	副会長
3	糸山 美和	佐賀県高等学校PTA連合会副会長	
4	甲斐今日子	佐賀大学教育研究評議員	
5	川島 晃	佐賀県工業連合会常務理事	
6	古賀 靖之	佐賀県市町教育委員会連合会会長	
7	島内 正彦	佐賀県商工会議所連合会専務理事	
8	末次 豊春	佐賀県農業協同組合中央会専務理事	
9	末次由貴子	佐賀県小中学校校長会常任理事	
10	瀬口 昌洋	佐賀大学理事兼副学長	会長
11	田中 源一	佐賀県町村会会長	
12	富吉賢太郎	佐賀新聞社取締役編集局長	
13	中川 正博	佐賀県市町教育長会連合会会長	
14	福母 祐二	佐賀県経営者協会専務理事	
15	古川伊佐夫	佐賀県高等学校長協会会長	
16	古舘日登美	佐賀県商工会女性部連合会会長	
17	増富 彰子	佐賀県翼の会佐賀支部	
18	武藤 祐子	佐賀県PTA連合会副会長	
19	横尾 俊彦	佐賀県市長会会長	
20	吉田 功	佐賀県小中学校校長会副会長	

4 佐賀県立高等学校生徒減少期対策審議会の審議経緯

平成23年度

第一回	期 日	平成23年11月25日（金） 15時から16時50分
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○審議会委員の委嘱 <ul style="list-style-type: none"> ・会長に瀬口昌洋委員、副会長に飯盛和代委員を選出 ○審議会の全体計画 ○これまでの再編整備の経緯等の説明 ○佐賀県立高等学校再編整備第一次及び第二次実施計画の検証報告
第二回	期 日	平成23年12月19日（月） 15時から17時10分
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○県立高等学校の現状報告 <ul style="list-style-type: none"> ・各大学科ごとの卒業生の進路状況等 ○県立高等学校の望ましい規模についての審議
第三回	期 日	平成24年2月1日（水） 15時15分から17時30分
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○県立高等学校の望ましい規模についての審議 ○県立高等学校の再編基準についての審議 ○県立高等学校の適正配置についての審議 ○県立高等学校の通学区域についての審議
第四回	期 日	平成24年3月21日（水） 13時30分から15時50分
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○佐賀県立高等学校生徒減少期対策審議会中間まとめ（案）についての審議 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒減少期に対応した県立高等学校再編の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ア 生徒減少期に向けた対応の必要性 イ 県立高等学校の望ましい規模と再編基準 ウ 県立高等学校の適正配置 エ 県立高等学校の通学区域

平成24年度

第五回	期 日	平成24年5月11日（金） 15時から17時20分
	主な内容	○専門学科、総合学科高校の在り方（活性化方策）についての審議 ・キャリア教育 ・農業学科、工業学科、商業学科の在り方（活性化方策）
第六回	期 日	平成24年6月12日（火） 14時30分から17時10分
	主な内容	○専門学科、総合学科高校の在り方（活性化方策）についての審議 ・家庭科、その他職業系専門学科、総合学科 ○普通科及び普通系専門学科の在り方（活性化方策）についての審議 ・普通科及び普通系専門学科 ・県立高等学校の通学区域 ○定時制課程及び通信制課程についての審議
第七回	期 日	平成24年7月23日（月） 14時30分から17時10分
	主な内容	○県立高等学校の学科の配置と構成についての審議 ○佐賀県立高等学校生徒減少期対策審議会答申案についての審議
第八回	期 日	平成24年8月29日（水） 10時から12時
	主な内容	○佐賀県立高等学校生徒減少期対策審議会答申について ○答申書提出

5 事務局名簿

平成23年度

職名		氏名	備考
副教育長		志岐宣幸	
教職員課	課長	平山又一	
学校教育課	課長	丹宗成一	
体育保健課	課長	澤山忠澄	
教育支援課	課長	吉岡克己	
教育政策課	課長	神代芳男	
	教育企画監	岡陽子	
	副課長	水田和彦	
	係長	本多勝彦	
	指導主事	上赤真澄	

平成24年度

職名		氏名	備考
副教育長		志岐宣幸	
教職員課	課長	熊崎知行	
学校教育課	課長	丹宗成一	
教育支援課	課長	瀬戸口義郎	
教育政策課	課長	神代芳男	
	教育企画監	古賀信孝	
	副課長	志波圭介	
	係長	上赤真澄	
	指導主事	平山智浩	
	主査	淵上直樹	